

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月14日
【事業年度】	第60期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	仙波糖化工業株式会社
【英訳名】	Semba Tohka Industries Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀川 駿太郎
【本店の所在の場所】	栃木県真岡市並木町2丁目1番地10
【電話番号】	0285-82-2171
【連絡者氏名】	取締役経理部長 松本 英男
【最寄りの連絡場所】	栃木県真岡市並木町2丁目1番地10
【電話番号】	0285-82-2171
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松本 英男
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第60期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

(訂正前)

(1)～(6) (記載省略)

(訂正後)

(1)～(6) (記載省略)

(7) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

① 自己の株式の取得

当社は、資本政策を機動的に実行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を可能とすることを目的としております。